

なかしべつ

広報

空とみどりの交流拠点

中標津町

2021
(令和3年)

6

№702

Contents

- ②…中標津町子育て支援事業について
- ④…国保だより
- ⑤…後期高齢者医療制度のお知らせ
- ⑥…中標津町特定赴任治療費助成事業のお知らせ
- ⑦…よくわかることしの中標津(まち)づくり
- ⑧…ふるさと納税の実績をお知らせします
- ⑬…新しい地域おこし協力隊が着任しました!!
- ⑭…くらしの広場 Infomation

中標津町子育て支援事業について

～第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画とその取り組み状況について～



基本理念 『地域で育つ 地域で育てる 未来の力』

～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもってくらせる町～

第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画は、前計画「第1期中標津町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）」の主旨を継続し、子育て関連事業所の関係者や学識経験者、公募による一般代表者による子ども・子育て会議委員と、町の関係担当者で構成された推進協議会により検討され、今後の子ども・子育て支援における町のあり方を定め、総合的な子育て支援を推進するための計画です。

【計画期間：令和2年度～令和6年度までの5年間】

●主な取り組み

基本目標Ⅰ

子育て家庭を応援・支援する環境づくり

すべての親が安心して子育てができ、子どもたちがたくさんの笑顔に支えられながら健やかに成長できるよう、教育・保育の質の向上や子育て支援全体の体制充実を目指します。

□子育て支援体制の充実

令和2年度より泉保育園の定員を90人から120人に拡大し、保育の受け

未来の力

入れ体制の整備を図っています。また、子育て支援体制の一層の充実を図るため、新規事業として子育て世代包括支援センター事業に取り組んでいます。※子育て世代包括支援センター事業 妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

□病児保育事業

子どもの病気により集団保育が困難な期間において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業を中標津こどもクリニックに委託し実施しています。令



泉保育園写真

また、生後4



えみふる夏祭り



水遊び

か月までの赤ちゃんのいる家庭を見守るセンターの保育士が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続して実施しています。令和2年度は138件の家庭を訪問しました。

□ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業

和2年度は65世帯が登録し、延べ137人が利用しました。ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）が会員組織をつくり、会員相互の信頼関係のもとに地域全体で子育てを応援するしくみです。提供会員として幅広い年齢層が登録し、最近では送りサポートの利用も増えています。一時預かり事業と合わせてNPO法人子育てサポートネットの「る・る」に委託し実施しています。令和2年度は、依頼会員・提供会員合わせて511世帯が登録し、延べ539人の利用があり、一時預かり事業は、延べ715人が利用しました。

また、計根別こども館「えみふる」においても一時預かり事業を実施して

□幼稚園型一時預かり事業

おり、令和2年度は延べ1,033人が利用しました。幼稚園に一時預かり事業を委託し、3歳児以上の保育枠の拡充を図っています。令和2年度の利用人数は、公立の計根別幼稚園も合わせ、5幼稚園で延べ15,008人が利用しました。

□援助を必要とする家庭支援

障がいをもつ児童・保護者が安心してきる一時的預かりサポートとして、令和2年度は障がい児等日中一時支援事業で延べ231人、また放課後等デイサービスは延べ419人が利用しました。

基本目標Ⅱ

次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

子どもたちが多様な文化活動に触れる機会を児童館から発信するとともに、地域と連携し児童健全育成に努めます。

□児童館活動

子どもたちの豊かな人間性と創造性を育むことを目的に、地域の方々が趣味・特技を通して技術を伝えるチャイルドアドバイザー事業のほかに、児童館菜園「たがやし隊」事業など、地域と子どもたちの顔の見える関係づくりを目指し実施しています。

令和2年度における「じどうかん祭

り」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。今後も感染予防対策を徹底したうえで、コロナ禍でも楽しめる事業を企画し、児童館活動の推進を図ります。

□中高校生の活動支援

児童センター「みらい」は、平日20時まで開館し、軽スポーツやダンスなど中高校生がさまざまな活動に利用しています。また、月2回ひろばを開設し、調理実習やゲームなどを行っています。

□学校教育の推進

令和2年度より町内の全小中学校において一貫教育を導入し、義務教育9年間を見通したカリキュラムを編成して、それに基づき行う系統的な教育を推進します。

□放課後児童クラブ

児童クラブは、小学1～3年生を対象に各児童館・児童センターでの受け入れを実施しており、令和2年度は284人が登録しています。また、高学年の児童の居場所を確保するために、児童館の利用時間を最大18時に延長しています。



児童館合同将棋大会

基本目標Ⅲ 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

思春期から妊娠、出産、新生児期、乳児期、幼児期、学童期を通じて、総合的

に母子保健サービスを実施しています。

□学童・思春期に対する支援

町内の中学3年生を対象に「命の重み」を伝えることを目的とする「赤ちゃんふれあい交流事業」を継続して実施しています。

□妊娠・出産・新生児への支援

特定不妊治療費用、妊産婦健康診査費用（一般健康診査14回、超音波検査6回、産後2回）の助成、赤ちゃんが生まれたご家庭への保健師による新生児訪問、産後1年未満の母と子を対象とした産後ケア事業（体調不良や育児不安がある場合に、医療機関等において宿泊や日帰りでケアが受けられる事業）を実施しています。

□健やかな成長・発達への支援

子どもの健やかな成長・発達のため、乳幼児健診・相談、また予防接種の周知、勧奨を継続して実施し、健康増進に努めています。

基本目標Ⅳ 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもたちが安心して暮らせるように、交通安全や防犯等の環境整備のほかに、子どもの人権が尊重されるよう虐待防止に努めます。

□子どもたちの安心・安全の確保

子どもたちの下校時間に合わせ、青色回転灯を装着した車両での防犯パトロールや、町内会の防犯部による見回りを実施しています。また、各関係機関が連携し、虐待等の早期発見・早期解決のため、即時のケース検討会議開催体制が図られています。

問い合わせは、子育て支援室まで。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、北海道より「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。北海道から令和3年4月分の児童扶養手当を受けている方は、特段の申請は不要です（4月に支給済み）。以下のどちらかに該当する方は、申請が必要となりますので、お問い合わせください。

《支給対象者》

①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※ただし、所得制限があります。

（「公的年金等」には遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します）

②令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

《支給金額》 対象児童一人あたり一律 5万円

《申請受付期間》 令和4年2月28日(月)まで 役場閉庁日を除く8時30分～17時15分

※低所得のふたり親子育ての給付金については、詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

児童手当「現況届」の提出を

児童手当を6月分以降も引き続き受給するためには、6月1日現在の状況についての「現況届」の提出が義務付けられています。

対象者（手当受給者）の方へ現況届の用紙を送付しますので、**同封の返信用封筒にて**6月30日(木)までに返送してください。

※今年5月以降に児童手当を申請した方(出生・転入等)については、今年度は現況届を提出する必要はありません。

申請・問い合わせは、子育て支援室 子育て支援管理係まで。

● 国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険制度は、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となって運営（広域化）しており、市町村ごとの標準保険料率と国保事業費納付金の額が示され、町はその納付金を納めるために必要な財源を国民健康保険税として加入者のみなさんから納付していただいています。

北海道では加入者負担の公平化を図る方針で、保険料水準の統一を目指すこととしており、町ではこのたび示された令和3年度の標準保険料率に併せて、国民健康保険税の税率改正を行いました。

	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分 (40歳以上64歳以下)		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現 行	8.3%	27,000円	33,000円	1.9%	6,400円	7,000円	1.8%	8,000円	8,000円
改正後	8.2%	26,400円	28,000円	2.6%	8,500円	9,000円	1.9%	8,500円	6,600円
比 較	▲0.1%	▲600円	▲5,000円	0.7%	2,100円	2,000円	0.1%	500円	▲1,400円

※所得割：国保加入者それぞれの総所得金額から基礎控除を除いた後に乗じる値（無所得の場合はかかりません）

※均等割：被保険者1人あたりの額

※平等割：1世帯あたりの額

● 国民健康保険税の軽減制度について

法律等の改正に伴い、低所得者に対する軽減対象世帯の基準額が拡大されました。

◎世帯単位での国保被保険者の合計所得が基準以下となった場合に一部軽減が受けられます。

○均等割額および平等割額が7割軽減される世帯

基礎控除（43万円）+10万円×（給与所得者等数－1）

○均等割額および平等割額が5割軽減される世帯

基礎控除（43万円）+28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者数－1）

○均等割額および平等割額が2割軽減される世帯

基礎控除（43万円）+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等数－1）

※給与所得者等とは給与等収入金額が55万円を超える方、公的年金収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方のいずれかに該当する方となります。

所得未申告者について

国民健康保険に加入している世帯主の方は、収入の有無に関わらず、所得の申告をする必要があります。

※所得税・住民税を申告済みの方、公的年金を受給されている方は申告の必要はありません。**遺族年金・障害年金のみを受給されている方は申告が必要となります。**

申告がまだお済みでない方は、所得がない場合でも上記の軽減判定は行われません。

● 倒産・解雇等で失業した方の軽減措置について

被保険者の方が、勤務先の倒産や解雇等で本人の意思と関係なく、非自発的な理由により離職した場合、失業から一定の期間（最長で2年度分）、**前年中の給与所得を100分の30**として国保税の算定を行います。該当される方は申請が必要となります。



◇対象となる方◇

以下の条件①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ①雇用保険の【特定受給資格者】もしくは【特定理由離職者】の方
- ②失業時点における年齢が65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右記のいずれかに該当する方

◇必要なもの◇

- ①印鑑
- ②本人確認書類
- ③雇用保険受給資格者証

特定受給資格者 離職理由コード	11・12・21 22・31・32
特定理由離職者 離職理由コード	23・33・34

問い合わせ先

（	国保税の算定に関すること	住民保険課 国保・高齢者医療係
	国民健康保険の各種届出に関すること	住民保険課 保険年金係
	納税相談に関すること	納税課 徴収対策係
	口座振替や納税証明に関すること	納税課 収納係

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～



●均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601

中標津町役場 住民保険課 国保・高齢者医療係

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
☎0153-73-3111

国民年金保険料の納付が困難な方は 免除・納付猶予の手続きを

ご本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が一定以下の場合、申請により保険料の納付が免除または猶予されます。

種類		免除される前の保険料(月額)	免除された後の保険料(月額)
全額免除			0円
一部免除	4分の3免除 (4分の1納付)	16,610円	4,150円 (▲12,460円)
	半額免除 (2分の1納付)		8,310円 (▲8,300円)
	4分の1免除 (4分の3納付)		12,460円 (▲4,150円)
納付猶予(50歳未満)※			0円

※50歳未満の方に限り、全額免除に該当しない場合でも、ご本人と配偶者の前年の所得が一定以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

退職(失業)や新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった方は、前年の所得に関わらず、免除・納付猶予の対象となる場合があります。



●免除・納付猶予の申請は随時受付しています

【申請に必要なもの】

- 「年金手帳」または「マイナンバーカード」
- 退職(失業)を理由に申請する方は、「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」
※2年1か月前までさかのぼって申請できます。

●免除・納付猶予は1年ごと7月から翌年6月分までが対象期間です

現在、免除または納付猶予を受けている方で、引き続き、7月以降も希望される方は申請が必要です。申請の受付は、7月1日(木)からです。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

問い合わせは、住民保険課 保険年金係まで。

中標津町成年後見支援センターのご案内

中標津町成年後見支援センターでは、高齢者や障がいのある方が不利益や権利の侵害を受けることがないように、財産管理や医療・介護・福祉の手続きに関する相談や利用のお手伝いをします。

平成29年4月より中標津町社会福祉協議会に設置しています。

事業内容

●相談対応

電話や窓口で、成年後見制度などに関する相談や質問を受け付けます。状況に応じて訪問します。

受付日時：月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

●市民後見人の養成と活動支援

市民後見人の養成や養成講座修了者を対象とした研修を行います。

※市民後見人とは…研修を受けた地域の方により権利擁護の手助けをします。町成年後見支援センターの管理・監督のもと活動します。

●手続き支援

成年後見制度の適切な利用ができるように、手続きの説明や助言などの支援をします。

●普及啓発

成年後見制度をより多くの方に知ってもらうために、説明会などを開催します。

こんなときにはこの制度を！…成年後見制度・日常生活自立支援事業

判断能力が常に欠けている～不十分

- ・ 日常の買い物の支払いが一人では難しい。
- ・ 介護サービスや施設入所の契約内容が理解できない。
- ・ 物忘れなどで、財産管理や契約が一人では難しい。

など

判断能力が十分でない

- ・ 公共料金などの支払い忘れがあり、日常生活に不安がある。

など

判断能力が十分にある

- ・ これからのことが不安で、将来支援してくれる人を今うちに決めたい。

など

はい

（成年後見制度）法定後見制度

- ・ すでに判断能力が不十分な方が対象となります。本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3種類に分けられます。支援者が選任され、財産管理や介護サービス・施設入所などの契約手続きをお手伝いします。

はい

日常生活自立支援事業

- ・ 生活支援員が訪問して、生活費を管理したり、必要な支払いをお手伝いします。
- ・ 援助内容の契約を行うため、契約能力のある方が対象です。

はい

（成年後見制度）任意後見制度

- ・ 将来、判断能力が低下したときに備えて、財産管理や施設への入所などに関する手続きを代わりに行なってくれる人を選んでおきます。
- ・ 内容や方法についてあらかじめ公証役場で契約します。

相談・問い合わせは、中標津町成年後見支援センター（中標津町社会福祉協議会） ☎79-1231まで。

中標津町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

中標津町では、特定不妊治療（体外受精および顕微授精、男性不妊治療）を受けているご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療にかかる費用の一部を助成しています。

特定不妊治療費助成事業は、北海道において助成が行われており、中標津町では治療にかかる自己負担額から北海道の助成額を引いた残りの額について、初回10万円、以降5万円を上限として3回まで助成しています。



【対象】 ①～④すべてに該当する方

- ①北海道等において特定不妊治療費助成交付を受けた方
- ②夫婦の一方または双方が中標津町に住民登録をしていること
- ③他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていない方
- ④町税等を完納している方

【助成回数および対象年齢について】

- ・ 助成を受けた後出産した場合は、これまで受けた助成回数をリセットできます。
- ・ 対象年齢は初回治療時の妻の年齢が43歳未満の方（北海道の条件と同じです）

詳しくは、中標津町保健センター 健康推進課 母子健康係 ☎72-2733まで。

令和3年度主要施策概要(予算説明書)

よくわかることしの中標津^まづくりについて

町では、町民のみなさんに町の事業や予算状況などをお知らせし、町政に対してさらにご理解いただくために「よくわかることしの中標津(まち)づくり」を作成しています。本年度は町ホームページでの公開と主要公共機関へ配架、および概要版を広報紙で掲載させていただきますのでお知らせします。

● 概要版 ●

今年度に取り組む事業のうち、新たに取り組む事業などの一部を抜粋してお知らせします。今後も、広報紙にて適宜お知らせしますので、ぜひご一読ください。

関係人口創出事業(経済振興課)

311万円(町負担236万円)

テレワーク実施による効果、課題を把握するため、中標津町でテレワークを行う企業に対し、移動費等の支援を行います。

また、移住を検討されている方への「お試し暮らし」に取り組むほか、東京圏からU・I・Jターン移住後に就労した場合に補助金を交付し、関係人口・交流人口拡大と地域経済活性化を図ります。



医療的ケア児支援事業(福祉課・町立保育園)

731万円(町負担216万円)

日常的に医療的ケアが必要とされる障がい児について、日中活動の場および保護者のレスパイト(休息)を支援するため、各関係機関と調整を図り、日中一時支援事業において、受け入れできる環境の整備を行います。

また、令和4年度から町立保育園での医療的ケア児の受け入れに向けても、総合的かつ包括的な体制整備を進めます。



経営持続化応援補助(経済振興課)

1,000万円(町負担1,000万円)

新型コロナウイルスの感染防止や感染リスク管理のため、空気清浄機やPCR検査の導入などにより、経営持続化に取り組む事業所への対策支援を行います。

問い合わせは、企画課 企画調整係まで。

在宅医療系廃棄物の捨て方について

近年、在宅医療に使用したと思われる注射器等の医療系廃棄物が、家庭ごみと一緒に捨てられている状況が増えてきています。

注射器等の形状が鋭利なものや、血液が付着したもの、感染性を有するおそれがあるものは特別管理産業廃棄物として、医療機関等において処分することになりますので医療機関に持ち込みをお願いします。

それ以外の医療系廃棄物(チューブ・カテーテル等)は一般廃棄物として中標津町で行なっているごみ収集に出すことは可能ですが、感染性の判断等で難しい部分もありますので不明な点等が生じた場合は、お問い合わせください。

なくそう! ごみの不法投棄!!

中標津町では、毎年、ボランティア清掃やパトロール等を行い、ごみの不法投棄抑制および防止活動を行なっています。不法投棄の多くは弁当の容器、ちり紙等の家庭ごみや引っ越しなどで出た粗大ごみとなっています。不法投棄は法律で禁止されており、違反すると不法投棄の原因者は投棄したごみの撤去を求められるとともに、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

この地域の豊かな自然を守るためにも、不法投棄の防止にみなさんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは、生活課 環境衛生係まで。

令和2年度 ふるさと納税の実績をお知らせします

これまでの寄附金の状況と令和2年度の活用実績をお知らせします。今後も「あつまるまち」「つながるまち」「ひろがるまち」の実現に向け、より良いまちづくりに取り組んでいきますので、ぜひみなさんからも、町外在住の家族や知り合いの方々にこの制度のPRをお願いします。

■ 令和2年度申込総額 **138,261,564円**
 ■ 申込総数 **8,812件**

■ 参考 過去の実績 **371,704,165円**

使 用 道 区 分	寄附申込額(円)
酪農業等の産業振興、地場産品ブランド化への取組み	25,643,000
中標津空港を利用した広域観光ルートづくり	2,860,000
農村景観と市街地景観が調和したまちづくり	2,915,000
森林保全と、エネルギーの地産地消による環境保全	3,434,164
「町立中標津病院」等の医療・介護支援体制の維持	6,216,000
「なかしべつ」への移住・定住の促進	933,000
結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境づくり	11,053,000
子供たちの教育環境と地域で守り育てる環境づくり	28,410,400
町長におまかせ！（用途指定なし）	34,828,000
【特定事業応援】「中標津農業高等学校」の修学環境支援	2,958,000
【特定事業応援】新型コロナウイルス感染症対策支援	19,011,000
合 計	138,261,564

年 度	件 数	金 額(円)
～平成23年度	33	2,100,000
平成24年度	8	680,000
平成25年度	13	1,065,000
平成26年度	15	985,000
平成27年度	31	1,385,000
平成28年度	2,416	36,865,001
平成29年度	2,248	38,826,600
平成30年度	3,010	60,985,000
令和元年度	4,624	90,551,000
令和2年度	8,812	138,261,564
合 計	21,210	371,704,165

寄附金を活用しました！

日本語学校誘致・共生社会推進事業 活用額 54万円

日本語学校誘致に取り組み、本年4月に日本語学校が開校されました。今後、さらなる外国人留学生との交流や共生に向けた取り組みなどを進め、相互理解を深めるほか、地域の魅力を世界に発信していきます。

■ 令和2年度事業
活用額 **2,196万円**



畜産食品加工研修センター事業 活用額 71万円

畜産食品加工研修センターの老朽化した設備である冷蔵庫、冷凍機、FF式ストーブの更新を行いました。

今まで以上に効率的かつ安心安全な食の提供や、より充実した研修の開催を行えるようになりました。

その他の活用事業

事 業 名	活用額
母子保健事業（産後ケア事業など）	152万円
地域保健指導推進事業（健康ポイントなど）	45万円
牛乳消費拡大推進委員会負担金（イベント等での乳製品等PR）	70万円
知床ナンバー導入事業（導入経費）	19万円
広陵中学校長寿命化改良事業（実施設計、地質調査など）	1,648万円
日本体育大学連携協定事業（合宿受入れ）	48万円
なかなか健康なかしべつ（総合体育館を活用した健康づくり）	24万円
農業高校体育館備品整備事業（体育館改築時備品購入）	65万円



問い合わせは、企画課 企画調整係まで。



令和3年度開催セミナーのお知らせ

南知床4町地域雇用創造協議会では、別海町・中標津町・標津町・羅臼町の4町の企業の雇用創出や、求職・転職・創業希望者の就職に向けた人材育成を目的としたセミナーを開催しています。また地域の企業と求職者のマッチングを図る合同企業説明会等を行なっています。

セミナー内容や日程については、各種セミナーの実施時期が近くなりましたら、新聞折込チラシや協議会ホームページ等でお知らせしますので、ご参加をお待ちしています。

令和3年度 実施予定事業一覧

事業者向けの取り組み（事業者・創業希望者向け）	
販路拡大 魅せ方・売り方セミナー（全3回） 商品ブランド力の高め方やSNS等での情報発信方法、他商品との差別化の方法等のヒントを学び販路拡大を目指す講座です。	夏頃
S-Biz 事業拡大・雇用改善・新分野セミナー（全5回） 高付加価値化、新分野進出、販路拡大などさまざまなテーマに取り組み、魅力ある職場作りや事業拡大のヒントを学ぶ講座です。	秋頃
インバウンド観光客受け入れ拡大セミナー（全3回） 観光客の消費拡大に向けて決済環境を整備するための意義や制度について学ぶ講座です。	秋頃
スポーツ合宿誘致と交流人口拡充セミナー（全4回） スポーツ合宿誘致に関わる関連業種の魅力向上、活性化のためアスリート向けフードメニューの開発を行います。	秋頃
外国人材活用と受入セミナー（全3回） 外国人材の活用や受け入れに向けて、各種制度や文化を学ぶ講座です。	冬頃
加工技術（活メ）の継承講座（全2回） 活メ技術の普及や観光体験への可能性を探り、雇用拡大を目指す講座です。	冬頃
求職者向けの取り組み（求職者・転職希望者・創業希望者向け）	
調理師資格取得養成講座（全4回） 飲食関連業への就労に非常に有効な調理師免許取得に向けて試験科目について学ぶ講座です。	夏頃
産業で活躍するドローン操縦技能講座（全3回） ドローンの基礎知識や操縦方法、産業での活用方法を学び就職や創業へのヒントを得る講座です。	秋頃
接客のプロから学ぶ接客・接客スキル習得講座（全3回） さまざまな業種で必要不可欠なおもてなしマナーの習得に向け、実践を交えながら学ぶ講座です。	秋頃
南知床4町広域観光ガイド養成講座（全8回） 南知床地域4町の魅力に精通しさまざまなニーズに対応できる「南知床広域観光ガイド」の人材育成を目指す講座です。	秋頃
食の宝庫 南知床料理人短期マスター講座（全5回） 座学と実習を織り交ぜ、和洋中さまざまな調理方法や飲食業就職のための知識・スキル習得を図る講座です。	冬頃
女性と若者のための創業支援セミナー（全3回） 専門家や先輩創業者を招き、心構えや資金計画について学び創業希望者を支援する講座です。	冬頃
就職促進の取り組み（事業者および求職者・転職希望者向け）	
合同就職セミナー・面接会（全1回） 地域求職者を対象とした合同企業説明会を行います。	秋頃
UIJターン就労体験（10人程度） UIJターン求職者を中心に、4町内での就労体験、観光体験を通じて移住イメージを明確にしマッチングに繋げていきます。	通年
UIJターン説明会・面接会（全1回） 本州等での移住フェアへ参加し、南知床地域の魅力を発信します。	未定

問い合わせは、南知床4町地域雇用創造協議会事務局（中標津町役場内）☎74-8300まで。



じゃがいもずきん「ききぼう」くん

令和3年5月20日から **警戒レベル4** 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

..... 災害時の避難情報の名称が変わりました！

全国各地で頻発する大規模洪水や土砂災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害対策基本法の一部が改正され、**令和3年5月20日から、警戒レベル4**の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「**避難指示**」に一本化されました。

また、警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」は「**高齢者等避難**」に、警戒レベル5の「災害発生情報」は「**緊急安全確保**」に名称が変更となりました。

避難情報の新しい名称等

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報※1 (警戒レベル相当情報)	新たな避難情報※2	これまでの避難情報※2
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに 安全確保!	・大雨特別警戒 ・氾濫発生情報	緊急安全確保 ※3	災害発生情報 (災害を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難!>					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」 ・氾濫危険情報	避難指示 ※4	・避難指示 (緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 ※5	・大雨警戒 (土砂災害) ・洪水警戒 ・危険度分布「警戒」 ・氾濫警戒情報	高齢者等避難 ※5	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・危険度分布「注意」 ・氾濫注意情報		
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)		

- ※1 気象庁や北海道等が発表する情報です。
- ※2 町長が発令する情報です。
- ※3 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、**警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。**
- ※4 **避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。**
- ※5 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

詳しくは、総務課 防災係まで。

陸・海・空自衛官等募集中

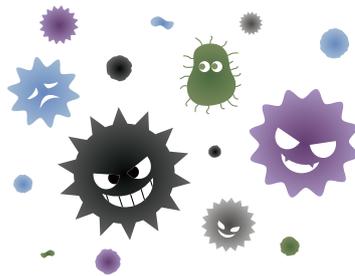


募集科目	応募資格	受付期間	試験期日	入隊(入校)時期	その他
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満	7/1~9/6	1次:9/16~19 2次:10/9~24 ※いずれか1日	令和4年 3月下旬~ 4月上旬	「曹」となる自衛官
自衛官候補生		年間を通じて行なっています。		※上記のほかにも設定する場合がある	「任期制」の自衛官 選抜試験で「曹」昇任も可能
航空学生	(海):18歳以上 23歳未満 (空):18歳以上 21歳未満	7/1~9/9	1次:9/20 2次:10/16~21 3次:(海):11/19~12/15 (空):11/13~12/16	令和4年 3月下旬~ 4月上旬	入隊後約6年で 3等海・空尉
防衛大学校学生 (一般)	18歳以上 21歳未満	7/1~10/27	1次:11/6~7 2次:12/7~11	令和4年 4月上旬	修学年限4年 卒業後約1年で3等陸・海・空尉
防衛医科大学校 看護科学生 (自衛官候補看護学生)	18歳以上 21歳未満	7/1~10/6	1次:10/16 2次:11/27~28	令和4年 4月上旬	修学年限4年 看護師免許取得後 卒業後約1年で3等陸・海・空尉
予備自衛官補 (一般)	18歳以上 34歳未満	7/1~9/17	10/2~5 ※いずれか1日	【合格発表】 11/5	【教育訓練開始】 令和3年7月以降 【招集手当】7,900円/日 【その他】 所定の教育訓練終了後予備自衛官として任用
予備自衛官補(技術) (国家免許資格等を有する者)	18歳以上 保有免許により異なる				

※細部問い合わせおよび説明は随時受付中

自衛隊帯広地方協力本部 中標津地域事務所 (中標津町東1条南1丁目7-1) ☎72-0120まで。

食中毒は、特に暖かく湿気が多い6月～9月に発生しやすくなります。食中毒予防の三原則「つけない」「増やさない」「やっつける」を守って食中毒を予防するとともに健康管理にも気をつけて、夏を元気に過ごしましょう。



家庭でできる 食中毒予防の6つのポイント

食品の購入

- 新鮮なものを選ぶ
- 日付表示を確かめる
- 早く持ち帰る
- 生ものや冷凍食品などの買い物は最後にする



食品の保存

- 持ち帰ったらすぐ冷蔵・冷凍
- 冷蔵庫内の詰めすぎに注意
- 早めに使い切る
- 肉や魚は容器等に入れ、ほかの食品に触れないように保存する



調理の下準備

- 調理の前、生肉、魚、卵を取り扱った後などこまめに手を洗う
- 調理の器具は清潔にする（まな板、包丁、ふきん、たわしなど）
- 解凍は冷蔵庫や電子レンジでする



調理するとき

- 食品の中心部まで十分加熱する（中心部の温度が75℃で1分以上、ノロウイルス対策は85℃で1分以上）
- 調理途中に室温で放置しない
- 肉や魚の汁が、生で食べるものや調理済みの食品にかからないようする



食事のとき

- 食事の前には手を洗う
- 盛り付けは清潔な器具、食器を使う
- 調理後はすぐ食べる
- 調理後の食品は、室温に長く放置しない



残り物

- 残った食品を取り扱う前にも手を洗う
- 冷蔵、冷凍保存は冷めやすいように小分けにする
- 温め直しも十分加熱する
- 時間が経ち過ぎたり、少しでもあやしいと思ったら、思い切って捨てる



・北海道のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>)

サイト内検索：

食中毒警報

検索

・中標津保健所 正面玄関

・中標津町役場 駐車場西側

・中標津町保健センター 正面玄関

} 警報発令中は看板が設置されます。

・町公式ツイッター、フェイスブックにてお知らせします。

→町ホームページをご覧ください。

食中毒警報発令中に走っていることがあります。



問い合わせは、中標津町保健センター 健康推進課 健康指導係 ☎72-2733まで。

新しい 地域おこし協力隊が着任しました!!

「中標津町地域おこし協力隊」の新しい隊員が5月1日に着任し、町長から辞令が交付されました。地域おこし協力隊とは、各種の地域協力活動に従事する人材を都市地域等から誘致し、その定住・定着および地域活性化を促進するため、総務省の支援を受けて実施しているものです。

ルエンさんは、地域の活性化を図るため、国籍を問わず、すべての町民が互いの文化や価値観を認め合う多文化共生の考え方を推進するとともに、移住・定住や関係人口・交流人口拡大に向けた活動を行います。

隊員を紹介します



氏名
LE THI LUYEN
(レティルエン)

前住所地
神奈川県横浜市

趣味
ドラマを見ること
ハンドメイド

中標津町のみなさん、初めまして。

5月1日から中標津町に地域おこし協力隊として移住しました、レティルエンと申します。ベトナム中部のタインホア出身です。

私は3月に就労体験で中標津町に行くチャンスがありました。ここでは町の産業、気温、景色を実際に体験できて嬉しかったです。また、町内にはショッピングセンターやスーパーなどがあり、買い物や食事にも便利な一方で、雪がたくさん積もっていて、野生の鹿を間近で何度も見ることができるような自然環境であることに驚きました。ベトナムの農家で生まれ育った私にとっては、自然にあふれる中標津町に感動し、ここで仕事や生活してみたいと思いました。これから暖かい季節になってきますので、夏の景色も楽しみにしています。

私は日本に来たばかりの時には、日本語も日本の文化も分からず、生活するのもアルバイトをするのも苦労しました。今では日本語も日本のマナーも以前より理解でき、スムーズに生活できるようになりました。これまでの経験を生かし、外国人を含めたみなさんのお手伝いをしたいと思います。

そして、外国人など文化が違う人同士が積極的に交流し、お互いの文化を理解し、友好的に生活ができるように頑張っていきたいと思います。また、中標津町で生活して、自分が体験したこと、感じたことなど、この地域の魅力を積極的に発信して、日本の方だけでなく、外国の方にも中標津町を知ってもらえるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。



タインホアの街並み

行政相談委員を紹介します

町民から行政に関する相談を受け付け、相談者に対する必要な助言、関係機関等への連絡を行い、必要に応じて行政へ要望をあげる等の活動を行なっています(総務大臣から任命)。

行政に関するご相談がございましたら、相談委員へご連絡ください。

また、24年間の長きにわたり、行政相談委員として本町の行政に関する相談対応に勤められました渡部徳樹氏が退任され、感謝状が交付されました。

○行政相談の事例

歩道上に階段や柵が設置され、通行の妨げになっているので撤去してほしい。

⇒行政相談委員が現地確認したところ、通行に支障をきたし危険であると判断し、道路管理者に相談内容を連絡した結果、協議のうえ完全に撤去された。



TEL0153(74)0039
佐藤 良文氏



TEL090(2052)5566
小柳ひろみ氏



感謝状を受ける渡部徳樹氏

健康

「特定健康診査」個別検診のお知らせ

国民健康保険加入の方の個別検診を、次の医療機関で実施しています。

所 石田病院 ④(72) 9112
石田病院へご予約ください。

富沢内科医院

予約は不要です。食事をとらずに、診療時間内に受診してください。

釧路がん検診センター

④0154 (37) 3370

釧路がん検診センターへご予約ください。

町立中標津病院 ④(72) 8200

健診希望日の2週間前までに町立中標津病院へご予約ください。

※釧路がん検診センターと町立中標津病院では、がん検診を一緒に受診できます(別料金)。

対 国民健康保険加入の40歳～74歳の方

¥無料

期令和4年3月31日まで

持特定健康診査受診券、健康保険証

問中標津町保健センター

骨粗鬆症検診のお知らせ(7月分)

時7月1日(木)～30日(金)の毎週火・金曜日

※受付は10時30分～11時まで

所町立中標津病院

- 中標津町役場 ④73-3111
- 中標津町役場 計根別支所 ④78-2211
- 中標津町保健センター ④72-2733
- 中標津警察署 ④72-0110
- 中標津消防署 ④72-2181
- 中標津保健所 ④72-2168

中標津町では町民の皆さんへ緊急的に情報提供が必要な場合に備え、中標津町緊急情報メール(キキボウ)にて情報発信を行う体制を整備しています。
登録については、次のアドレスに空メールを送信してください。
nakashibetsu@raiden.ktaiwork.jp



内 問診、骨密度測定(腰椎・大腿(太もも)骨)、診察

対 20歳以上の方

定 1日2人

¥ 20～69歳…2,700円

70～74歳…1,300円
中標津町国民健康保険、後期高齢者医療保険、生活保護世帯の方…無料

縮 6月18日(金)

申問中標津町保健センター

子宮頸がん検診のお知らせ(7月分)

時7月1日(木)～30日(金)の毎週月・金曜日

※受付は8時30分～11時まで

所町立中標津病院

内 頸部細胞診・腫瘍マーカー検査(希望者のみ)

対 20歳以上の女性

(検診の間隔は2年に1回)

¥ 2,000円(70歳以上1,300円)

腫瘍マーカー検査は1,750円

縮 6月18日(金)

他受診する際は、保健センターへご連絡ください。検診券を発行します。

申問中標津町保健センター

税金

6月は町道民税(第1期)と国民健康保険税(第1期)の納期です

納期限は6月30日

国民健康保険税、町道民税の納税通知書は、6月中旬から随時普通郵便により送付します。もし、届かないという方がいましたら、次の担当までご連絡ください。

国民健康保険税・住民保険課

国保・高齢者医療係

町道民税・税務課 住民税係

今月の指定口座からの振替は6月30日(水)です。口座振替を申し込まれている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

納期が既に経過しています

○ 固定資産税(第1期)

○ 軽自動車税(種別割)

納期限を過ぎた税は「滞納」となります。もう一度お手元の納付書をお確かめの上、納付されていない方は早急に納めましょう。

休日・夜間相談窓口

■ 夜間相談口

6月16日(水) 18時～20時

■ 休日相談口

6月27日(日) 9時～17時

なお、当日窓口では町税と国民健康保険税のみ納めることができます。

町税・国民健康保険税の納付には、口座振替(自動払込)が便利です。ご希望の町内の金融機関に申し込みください。手続きに1か月程度かかりますので、早めの手続きをお願いします。

一般

マイナンバーカード
夜間・休日窓口について

平日や日中、マイナンバーカードの受け

取りが困難な方は、マイナンバーカード夜間・休日窓口を開設しますのでご利用ください。

なお、マイナンバーカードの受け取りに限らず、券面事項・電子証明書の更新手続きなどマイナンバーカードに係る手続きであれば行うことができます。

時 夜間窓口 6月16日(水) 18時～20時
時 休日窓口 6月27日(日) 9時～17時
問住民保険課 戸籍住民係

年金相談所開設のお知らせ

時7月6日(火) 13時～17時
7月7日(水) 9時～14時

所中標津町役場 1階101号会議室

申釧路年金事務所 ④0154(61)6001
00または0154(61)6001

※電話をかける時自動音声がかかります。最初の案内で「1」を、次の案内で「2」を押してください。お客様相談室につながります。

特定疾患等患者 通院交通費補助について

特定疾患等で町外の医療機関に通院が必要な方の交通費の一部を補助しています。

※北海道知事から医療受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方(特定疾病治療研究事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業または小児慢性特定疾患の治療研究対象疾患に罹患)と医師が必要と認めた介助者1人。ただし、介助者分については公共交通機関を利用した場合のみ対象(領収書が必要)

※次の方は対象となりません
・公共交通機関運賃のかからない乳幼児分
・前年の所得が一定の基準額を超える方
・生活保護法による医療扶助の移送費

等または他の法令等による通院交通費相当分の全額給付を受けている方

令和3年1月1日から令和3年6月30日までの通院分

締8月31日(火)

問 福祉課 福祉支援係

町営住宅入居者募集

申し込み期間中は窓口の混雑が予想されることから、事前に電話予約をしてからご来庁ください。

所 泉団地（3階建）

2LDK（1階） 2戸

（3階） 1戸

3LDK（2階） 1戸

（3階） 1戸

※3LDKは単身不可、世帯向け

あずまグリーン団地（4階建）

2LDK（4階） 1戸

2LDK（1階） 1戸（車椅子専用）

旭第2団地（2階建）

2LDK（2階） 1戸（オール電化）

西町団地（3階建）

2LDK（2階） 1戸

3LDK（3階） 1戸

※3LDKは単身不可、世帯向け

申期 6月11日(金)～22日(火)

他・町税等（負担金・使用料含む）に未納がないこと。

入居資格には所得・暴力団員の制限等があります。

入居時期は7月下旬～8月を予定。

運営委員会の意見を聞いて、困窮度の高い方から入居を決定します。

申問 都市住宅課 住宅係（役場2階窓口④番）

集落協定を公表します

中標津町では令和2年度より中山間地域

等直接支払制度（第5期対策）を実施しています。

この制度は、農業生産条件が厳しい地域への対策として、耕作放棄を防止し、水源の涵養（かんよう）や景観の維持など農業の持つ多面的な機能を維持するため、耕作面積に応じて交付金を支払う制度です。

この制度の具体的な事業内容は集落で策定する協定に記載されていますので、本制度の透明性を確保する観点から、次のとおり協定内容と令和2年度の実施内容を公表します。

時 6月1日(火)～30日(水) ※土日は除く

8時30分～17時15分

所 農林課（役場2階窓口⑦番）

問 農林課 農務係

6月定例会の開催予定について

時 6月14日(月) 10時

所 中標津町役場 3階議事堂

問 議会事務局 議事係

季労働者向け2級土木施工管理技士受験準備講習のご案内

根室管内4町通年雇用促進協議会では、季節労働者の方を対象に「2級土木施工管理技士受験準備講習」を実施します。7回の準備講習を受講し、10月24日(日)の試験を目指します。受講を希望される方は、協議会へお申し込みください。

時 ①9月5日(日) ②9月12日(日)

③9月19日(日) ④9月26日(日)

⑤10月3日(日) ⑥10月10日(日)

⑦10月17日(日)

所 ㈱北友商会（中標津町東37条南1丁目）

定 4人（4町に住民登録のある方）

無料

申期 7月1日(木)～13日(火)

申方 申込書と一緒に次のどちらかの書類の

コピーを添付してください。（FAX・郵送は不可）

○就労中の方

「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

○離職中の方

「雇用保険特定受給資格者証」

申問 根室管内4町通年雇用促進協議会

問 (72) 6789

6月は

「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

①雇い入れる前に、就労が認められているか、在留資格を確認してください。

②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください。

③労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行なってください。

問 ハローワーク根室中標津分室 問 (72) 2544

重度心身障がい者・ひとり親医療費受給者証の更新について

重度心身障がい者・ひとり親医療費受給者の方へ交付（更新）申請書を送付しますので、同封の返信用封筒にて返送してください。

締 7月2日(金)

他・乳幼児医療費受給者証については、自動更新のため申請書提出の必要はありませんが、令和3年1月1日以降に中標津町に転入された方は、前住所地の令和3年度所得課税証明書の提出が必要です。

更新後の新しい受給者証については、7月末に発送する予定です。

問 福祉課 福祉支援係

子育て支援室 子育て支援管理係

フレンドリー・サマーキャンプ開催中止のお知らせ

7月17・18日に開催を予定していたフレンドリー・サマーキャンプは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止することとなりましたのでお知らせします。

問 フレンドリー・サマーキャンプ実行委員会（事務局：福祉課 社会福祉係）

中標津町新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業補助金

中標津町では、新型コロナウイルスの影響により低迷している地域の活性化と、町民の元気の早期回復を図るため、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた、感染症に強い地域づくり資する自主的な取り組みに要する経費の一部を支援します。

○補助対象団体 町民5人以上の団体

○補助率 補助対象経費の5分の4以内

○補助限度額 100万円

○補助対象経費 消耗品費、広告料、印刷製本費 ほか

○事業例 新しい生活様式に合わせたソーシャリティスタンスイベントの開催、消費拡大キャンペーン実施 など

○募集期限 6月22日(火)

※審査を経て採択事業を決定します。

詳しくは、以下のQRコードよりご確認ください。



問い合わせは、経済振興課 地域振興係まで。

発行／中標津町役場 総務課 総務課 報知推進・広報調査係
 〒086-1197 北海道中標津町中標津町丸山2丁目22番地
 TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333
 中標津町ホームページ http://www.nakashibetsu.jp/
 お問い合わせは、ホームページ下部の「お問い合わせ」

携帯サイト http://jnakashibetsu.jp/

※広報紙に掲載された写真は、データ(PDF)で提供しますので総務課 報知推進・広報調査係までご連絡ください。

町立中標津病院からのお知らせ

○新しい医師が着任しました○

- ①出身大学 ②卒業年 ③専門



精神科 医長
 すぎむらあやこ
杉村綾子

- ①岩手医科大学
 ②平成25年3月
 ③精神科一般

町立病院の新型コロナウイルス感染症対策を紹介します

○医療機器を導入しました



←人工呼吸器 搬送用呼吸器 生体モニター→



新たに新型コロナウイルス患者へ使用可能な医療機器を納品しました。いつでも安全に使えるよう、当院の臨床工学技士が点検・管理しています。

○発熱外来は一般外来と区別しています

当院では、発熱や風邪症状のある方のために、診療はお断りせず一般外来とは区別し、ほかの患者様と動線を分けた場所で診療を行なっています。

新型コロナウイルス感染症の患者様が当院に入院した場合でも、陰圧装置を設置したトイレ、シャワー、洗面台の設備がある個室を使用することから、ほかの患者様と交わらない、空気も院内に流入しないシステムになっていますので、安心して来院していただけます。

○入院患者様との面会は原則禁止しています

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、当院では院内感染防止のため、入院患者様との面会を病室をはじめ廊下等を含む院内すべての場所において原則禁止としています。病院内で感染が広がるクラスターとなった場合、病院の運営継続と安心安全な医療提供が不可能となってしまう、医療崩壊に繋がります。患者様およびご家族の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



看護師・看護助手 仲間募集中です

看護部理念「地域に根差した、誠意と愛情のこもったあたたかい看護の提供」のもと、地域医療の向上に貢献できる看護職員の育成に取り組んでいます。2025年に向けて医療・看護を取り巻く環境が変化していく中で、一人ひとりが看護実践能力を向上させ、患者様の意思を尊重した寄り添った看護が提供できるようにと、教育環境、働く職場環境が整うよう皆で協力して活動しています。笑顔と思いやりと向上心のあるあなた、ぜひ当院と一緒に働きませんか。

看護職QRコード



今月の表紙

総合文化会館しるべつとを会場に、65歳以上の方への「新型コロナワクチン接種」が5月24日(月)からはじまりました。
 そのほかの方へのワクチン接種は供給の目途がつき次第ご案内しますので、いましばらくお待ちいただけますようお願いいたします。

ひとのうごき

4月30日現在住民登録人口 ※ ()内は前月比

町の人口	23,003 (+117)	誕生	11人
男	11,327 (+67)	死亡	15人
女	11,676 (+50)	転入	255人
世帯数	11,364 (+114)	転出	134人

65歳以上の人口 6,183人 (高齢化率26.9% 介護保険課調)